

2020年4月吉日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 組合員各位

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
東京海上日動火災保険株式会社

## 新型コロナウイルス感染症に対する補償変更のご案内

拝啓 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けられた全ての皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、全旅連保険制度の『食中毒・特定感染症休業補償保険』、『災害費用保険の施設消毒費用担保特約』では、新型コロナウイルス感染症に起因する事故につきましては従来補償対象外となっておりましたが、今般、補償内容を拡大し新型コロナウイルス感染症を含む指定感染症を補償の対象といたしましたのでお知らせ致します。

引き続き、組合員様に対して有益な補償の提供に尽力してまいりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

敬具

記

### 1. 改定概要：

以下の対象商品・特約において補償の対象としている「特定感染症」につきまして、新たに「指定感染症（\*1）」を追加し、新型コロナウイルス感染症を補償できるようにいたします。

既に対象商品・特約にご加入の場合は、2020年2月1日に遡って新型コロナウイルス感染症を含む「指定感染症（\*1）」を補償いたします（2020年2月1日以降に対象商品・特約に加入された場合は、その加入日以降を補償いたします）。

### 2. 対象商品・特約：

商品	分類	対象特約
全旅連保険 災害費用保険	補完保険	ノロウイルス及び特定感染症発生時 施設消毒担保特約(*2)
全旅連保険 食中毒・特定感染症休業補償保険	補完保険	特定感染症担保特約(*2)(*3)

\*1 感染症法の規定に基づき一類～三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められているものに限りします。

\*2 保険の対象となる施設における特定感染症の発生（所轄保健所長に届出があったものに限りします）等があった場合に限りします。

\*3 保険の対象となる施設における特定感染症の発生等による事故を補償対象としているため、営業施設における特定感染症の発生等の前に既に生じていた収益減少は補償の対象となりません。

3. 照会先： 全旅連事業サービス株式会社 電話番号： 03-3263-4429

営業時間：（平日）午前10時から午後4時

以上